

要 望 書

平成21年10月

八都県市首脳会議

平成21年10月

八都縣市首脳会議

座長 さいたま市長 清水 勇 人

埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 石 原 慎太郎

神奈川県知事 松 沢 成 文

横浜市長 林 文 子

川崎市長 阿 部 孝 夫

千葉市長 熊 谷 俊 人

首都圏における新型インフルエンザ対策について

平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行が世界的に拡大し、6月12日にはWHOが警戒レベルをフェーズ6に引き上げました。

国内においては、5月に患者が確認されて以来、流行は全国的に広がり、秋季に入り、全国各地で学級閉鎖等が相次ぐなど本格的な流行が始まり、今後も急激な感染拡大が懸念されているところです。

今回のウイルスの特徴としては、発症した場合でも軽症者が多く、国の定めた「新型インフルエンザ対策行動計画」で想定する健康被害程度と様相が異なることが明らかになってきています。一方、基礎疾患を有する者の死亡例や、急性脳症を併発した乳幼児等が確認されており、八都県市としても、事態を危惧しております。

八都県市においては、本行動計画や運用指針等を踏まえ、地域の実情に応じた対応を実施しており、これまでも今般の新型インフルエンザ対策について共同して検討を重ねてきたところですが、未だ不明な点が多く、対応に苦慮しているところです。

そこで、国におかれましては、今般の新型インフルエンザ対策における具体的な基準や指針等の策定等、様々な対応を早期に図られるよう、特段の措置を講じられるとともに、医療現場はもとより、国民の混乱を招かぬよう、更なる取組強化を要望いたします。

また、現在の新型インフルエンザの病原性が強まった場合、あるいは新たに強い病原性を持つ新型インフルエンザが発生した場合には、多大な健康被害をもたらすとともに、社会経済活動に大きな影響を及ぼすとされています。

病原性の強いインフルエンザについては、昨年6月にも要望をさせていただきましたが、各自治体、地域における対策につきましても、国が示される行動指針によることが多いにもかかわらず、基準の未整備の部分が多く見受けられます。

国におかれましては、新型インフルエンザ対策を国家的な危機管理の問題として、強いリーダーシップを持って、さらなる具体的な基準や指針等の策定など、さまざまな対応を図られるよう、下記の事項について特段の措置を講じられることを要望いたします。

記

I. 新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策について

- 1 重症患者対策として、入院治療を考慮した病床の確保等、医療体制の強化は必須であり、感染症指定医療機関以外の医療機関においても重症患者等が受け入れられるよう、医療機関に対する施設・設備を整備する際の更なる財政的支援、医療従事者に対する補償制度創設、医療物資の安定供給等、医療体制の確保のための財源措置等を講ずること。
- 2 乳幼児は急性脳症が確認されるなど、より慎重な対応が求められていることから、乳幼児及び小児に対する抗インフルエンザウイルス薬の特性を踏まえ、明確な治療方針や治癒の基準等を示すこと。

- 3 今後の流行規模の拡大に伴う感染者数の増加により医療機関の負担が増大し、重症患者への対応に支障を来すおそれがあるため、国は、特定の医療機関に患者が集中することのないよう、適切な受診方法等を、国民に呼びかけるとともに、新型インフルエンザワクチンの接種対象者の範囲、優先順位、費用負担、副反応等について国民に混乱が生じないように、十分な説明と周知を行うこと。

II. 新型インフルエンザ（A/H1N1）の病原性が強まった場合、または新たに強い病原性を持つ新型インフルエンザが発生した場合の対策について

- 1 自治体において新型インフルエンザ対策の推進に向け、抗インフルエンザウイルス薬の投与、ワクチン接種、その他医療的措置等に関する検討を行うにあたり、その基となる具体的な各種基準、指針、治療法等について早急に提示すること。
- 2 入院病床の確保や発熱外来の設置等新型インフルエンザ発生時における医療体制の確保等について、各自治体において関係団体、関係機関等と調整等を行っているところであるが、国においても十分な協力が得られるように、責任をもって日本医師会等の関係団体、関係機関等へ具体的内容を提示し、調整を図ること。
- 3 入院勧告・措置に伴う新型インフルエンザ患者の移送については、法令上都道府県及び保健所設置市区において行うこととされているが、多数の患者発生時には対応が困難となるため、入院勧告・措置解除後の緊急車両の利用等を含め、国においても迅速・的確な移送・搬送体制の確保について対策を講じること。
- 4 自治体における新型インフルエンザ対策を充実・強化するため、国は、ワクチン接種や感染防護等に係る医療資機材の備蓄等について財源措置を講じること。
- 5 国は、現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、有効期限を考慮した有効利用方法等の検討を進めること。
また、今後、抗インフルエンザウイルス薬についてその備蓄量を科学的根拠に基づいて示すとともに、原薬での備蓄を積極的に検討し、プレパンデミックワクチンと同様に国での一括備蓄とすること。
- 6 国民への社会活動の制限の勧告、勧奨については「強制力」を伴わず、自治体による具体的行動を可能とする法的担保が何らなされていないことから、大規模流行のおそれがある時は、感染拡大防止のため、国が主体となって大規模集会や興行施設等不特定多数の者が集まる活動の自粛や、公共交通機関における感染拡大を防止するための対策を講じること。

- 7 国民生活の基盤となる社会機能の維持に係る事業全般について、最低限の活動を維持し、国民生活を確保する対策を講じること。
- 8 ワクチン接種の優先順位や発生時の医療体制、社会活動制限等新型インフルエンザ対策について国において国民に十分な説明を行うとともに、国民が冷静に行動するよう普及啓発すること。